

建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1

電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090

E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp URL <http://www.pref.miyagi.jp/ok-doboku/>

- 新任職員の紹介
- 宮城県震災復興住宅計画について
- 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）について
- 住宅金融支援機構の災害復興融資について
- 東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免について

東日本大震災から1年が経過しました。震災で犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

県は、今年を「復興元年」と位置づけて、住まいと雇用の確保を最優先の課題としながら、生活再建のための様々な施策を進めています。

○新任職員の紹介

4月1日付けの人事異動により、建築班のメンバーが変更になりました。

～ 平成24年度の大河原土木事務所建築関係職員です ～

所長	久保田 裕 (H23～)	技術副所長	清水 信之 (H24住宅課から)
技術次長 (班長)	田中 健二 (H22～)	主任主査 (副班長)	片桐 哲郎 (H24管財課から)
技師	遠藤津戸武 (H23～)	臨時職員	渡辺 幸子 (H24～)

○宮城県震災復興住宅計画の推進について

県は、平成23年12月21日付けで、「宮城県復興住宅計画」を策定しました。

■宮城県復興住宅計画の目的と位置づけ

「宮城県震災復興計画」及び、土木・建築分野別計画「社会資本再生・復興計画」を踏まえ、住宅分野における取り組み等をまとめたものです。

■計画期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

■復興住宅に対する取り組み

「いのちを守る安全安心な住まい」「暮らしを支える住まいづくり」「地域社会と連携した住宅供給」を基本目標に、住宅の復興を進めます。

■災害公営住宅等の整備

整備期間：平成23年度から平成27年度までの5年間

整備戸数：約15,000戸（平成24年4月に戸数を見直しました。）

県による市町に対する建設支援 約5,000戸

（うち、県営災害公営住宅 約1,000戸）

※整備戸数は今後の市町の調査等により変更する可能性があります。

○宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）について

県は、東日本大震災により被災した住宅にローンを有する被災者が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合、いわゆる二重ローンの負担を軽減するため、補助金を交付しています。（受付開始：平成 24 年 1 月 23 日から）

■趣旨

東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る 5 年間の利子相当額を補助するものです。

■事業の概要

(1) 補助対象要件（以下の全てを満たす方）

イ 県内の自ら居住する住宅を東日本大震災により被災された方で、発災（平成 23 年 3 月 11 日）以前にその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有する方

ロ 住宅再建のために、新たな住宅ローンを契約した前月末時点で、上記の被災住宅に 5 百万円以上の既存の住宅ローンを有する方

※ 新たな住宅ローンの契約は、東日本大震災の発災（平成 23 年 3 月 11 日）以降に契約された方が対象となります。

ハ 県内に自ら居住する住宅の再建のために、5 百万円以上の新たな住宅ローンを有する方

※ 住宅金融支援機構の「親孝行ローン」など、被災者の住宅再建のために、近親者が 5 百万円以上の新たな住宅ローンを有する場合を含みます。

※ 既存の住宅ローンの借換分を含む場合は、新たな住宅ローンから借換分を除いた額が 5 百万円以上となる場合を含みます。

※ 住宅ローンは、新築・増築・補修・新築（中古）住宅購入・居住する住宅にかかる宅地購入（補修）など、自ら居住する住宅のために

1) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫） 2) 民間金融機関

3) 雇用・能力開発機構

4) 各種共済組合等

5) 事業者等（融資制度について明文規定のあるものに限る。）

などから、借り入れたものが対象となります。また、複数借り入れている場合は、その合計額となります。

(2) 事業期間

平成 27 年度末（平成 28 年 3 月 31 日）までに補助申請される方

(3) 補助金額

既存の住宅ローンにかかる 5 年間の利子相当額（元利均等毎月償還による算定額（上限 50 万円））を補助します。

(4) 補助申請の時期

補助申請は、新たな住宅ローンの契約時点から、原則、3 ヶ月以内。

■補助申請に必要な書類（様式は住宅課のホームページからダウンロードできます）

(1) 補助金交付申請書兼完了報告書（様式第 1 号）（PDF）

(2) 市町村長が発行する罹（り）災証明書の写し

(3) 新たな住宅ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し

※ 次の事項のわかる契約書の写しを添付してください。

住宅ローンの契約であること、契約年月日、契約者（債権者、債務者）、借入額

※ 既存の住宅ローンの借換を含む場合は、その借換額

※ 事業所等からの借入の場合は、当該事業所等の融資に関する規定の写し

※ 住宅金融支援機構の親孝行ローンなどを利用している場合は、その利用のわかる書類の写し

(4) 補助金の振込先のわかる申請者本人の預金通帳の写し

※ 次の事項がわかる箇所の写しの添付願います。

金融機関名（本・支店名を含む）、預金の種類（普通・当座）、口座名義（カタカナ）、口座番号

- (5) 金融機関等が発行した融資残高証明書（様式第 1-1 号）（PDF）
 ※ 事業所等からの借入の場合、当該事業所等の融資に関する規定の写し
- (6) 補助金額算定表（様式 1-2 号（Excel(エクセル)による表計算））
- (7) チェックリスト（様式 1-3 号）（PDF）
- (8) その他、知事が必要と認めるもの

■申請窓口

- (1) 郵送の場合
 〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 宮城県 住宅課 あて
- (2) 持参の場合
 今後居住する住宅の所在地を管轄する土木事務所又は市町村

■問い合わせ

[県住宅課のホームページ](#)に詳しい説明やQ&A、申請様式が掲載されています。
 また、ご不明の場合は県住宅課企画調査班（022-211-3256）又は土木事務所へお問い合わせください。

○住宅金融支援機構の災害復興融資について

震災からの早期復興を支援するため、住宅金融支援機構では「災害復興住宅融資」の受付を行っています。

■東日本大震災により被害を受けられた方に対して拡充された制度内容

- (1) 災害復興住宅融資の融資金利の引下げ
 災害復興住宅融資（建設・購入）の基本融資額の融資金利を、当初5年間は0%まで引き下げ、6～10年目は申込時の災害融資金利（現在1.57%）から0.53%引き下げ（特例加算は現在、全期間2.47%）
 災害復興住宅融資（補修）の融資金利（現在1.57%）を、当初5年間は1%まで引き下げ
- (2) 災害復興住宅融資の元金据置期間・返済期間の延長
 元金据置期間及び返済期間について、現行の最長3年から最長5年に延長
- (3) 災害復興住宅融資の申込期間の延長
 申込期間について、現行のり災日から2年以内との取扱いを平成27年度末までの申込み分に延長
- (4) 災害復興宅地融資の新設
 住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合の宅地の補修に係る融資を新設

■申し込みができる方

- 建設・購入：住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方
- 補修：住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方

■融資限度額

- 建設：基本融資額1,460万円（+土地取得費970万円+特例加算額450万円）
- 購入：基本融資額（購入資金）2,430万円（+特例加算額450万円）
- 補修：基本融資額（補修資金）640万円（+整地資金390万円）
- 宅地：基本融資額390万円（+特例加算額200万円）

■返済期間

- 建設・購入：耐火構造・準耐火構造・木造（耐久性）35年
 木造（一般）25年
- 補修：20年
 ※申込時の年齢により、短縮されることがあります。

■問い合わせ

- [住宅金融支援機構](#)お客さまコールセンター
 （災害専用ダイヤル） 0120-086-353 へ

○東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免について

県は、東日本大震災で被災した建築物を復旧するときの建築確認等の申請手数料を減免しています。

- 1 対象区域：県内全域（仙台市，石巻市，塩竈市，大崎市は除く）
（上記4市については，それぞれの市にご確認ください。）
- 2 対象手数料
 - （1）確認申請等手数料（条例第17条）
 - （2）完了検査申請等手数料（条例第18条）
 - （3）中間検査申請等手数料（条例第18条の2）
 - （4）建築許可等の手数料（条例第19条）
 ※ 構造計算適合性判定審査手数料は，減免の対象とはなりません。
- 3 減免措置の内容

対象建築物等の状況	減免の割合
当該災害により 滅失 した住宅に代わるものとして知事が認める住宅を新築し、又は改築するとき。	10割 (全額免除)
当該災害により 破損 した住宅について新築、改築、増築、移転又は大規模の修繕(以下「新築等」という。)をする場合であつて知事が認めるとき。	7割5分 (3 / 4 減免)
当該災害により滅失した建築物等(住宅を除く。以下この号において同じ。)に代わるものとして知事が認める建築物等を新築し、若しくは改築するとき、又は当該災害により破損した建築物等について新築等をする場合であつて知事が認めるとき。	5割 (1 / 2 減免)

※『滅失』と『破損』について

『滅失』…り災証明書（住家以外の場合は被災証明書）で【全壊】判定を受けた建築物等のことを示す。

『破損』…り災証明書（住家以外の場合は被災証明書）で【全壊】以外の判定により発行されたものを示す。

※手数料の減免を受ける場合には，建築確認等を申請する際に『り災（被災）証明書』（原本）と『減免申請書』を添付していただく必要があります。

ただし，当該減免申請書を複数回提出する場合には，二回目以降に提出する減免申請書には，被災を証する書類の写しの添付で足りません。

※減免申請書の様式は[県建築宅地課のホームページ](#)からダウンロードできます。

～ お知らせ ～

[大河原土木事務所建築班のホームページ](#)をご覧ください。
かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索